令和7年度

都市再生整備事業

市道西浦下線(文芸の小路)

道路整備工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市西本町二丁目

		工	事	概	要			
工事名	市道西	浦下線(文芸の小路)	道路整備工事					
施行箇所	広島県	庄原市西本町二丁目						
	費目工種			• 細 別		<u>量</u> 変更 単位	摘	要
	市道西浦下 道路美装化	線(文芸の小路)道路! 	整備工事 L=382.5m	W=2.0∼3.0m				
	舗装工	型押し式カラーアスファルト舗装	型押し・単色+玉吹き2色着	色	495	m2		
	照明工	路面照明	自発光式道路鋲 上面発光 ソーラー式フットライト		40 8	基基		
工事概要								

### 特 記 仕 様 書

#### 第 1 章 総 則

#### 第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、市道西浦下線(文芸の小路)道路整備工事 に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
  - ・土木工事共通仕様書 (令和7年8月 広島版(適用区分「広島」及び「広島県」)
    - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/
  - その他関連規格類

#### 第 2 節 **適用除外**

本工事では、土木工事共通仕様書(令和7年8月)広島版(適用区分「広島」及び「広島県」)における下記の項目については適用しない。

- 1-1-2-14 施工管理 1.標示板の設置
- 1-1-3-7 契約後VE工事
- ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
- ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

#### 第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書(令和7年8月)広島版(適用区分「広島」及び「広島県」)に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

上/\-	工术工事共進任稼責(宣和「年8月)広島版(週用区分「広島」及い「広島県」)に規定されている用語等については次のとおり説みがえる。								
		土木工事共通仕様書に規定さ	れている用語等	特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等					
1-1-1-2	用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書					
1-1-2-1	適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程					
1-1-2-1	適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程					
1-1-2-2	用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則(平成8年6月11日規則第39号)	庄原市建設工事執行規則(平成17年3月31日規則第135号)					
1-1-2-2	用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則(昭和39年4月1日規則第32号)	庄原市契約規則(平成17年3月31日規則第47号)					
1-1-2-2	用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準					
1-1-2-2	用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則(平成8年6月11日規則第39号)	庄原市建設工事執行規則(平成17年3月31日規則第135号)					
1-1-2-5	工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格					
1-1-2-5	工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外					
1-1-2-5	工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内					
1-1-2-5	工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外					

#### 第 4 節 現場代理人の兼務

1 受注者は、請負代金額が 4,500万円(建築一式工事にあっては、9,000万円)未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場に

おける現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあっては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件(災害復旧工事に係る件数を除く)以内であること
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事(建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
  - (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
  - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
  - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
  - (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
  - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
  - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

#### 第 5 節 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。
  - 一般土木工事(建築一式工事以外)の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。
  - (1) 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
  - (2) 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者 を専任配置する。
  - (3) 請負代金額が500万円以上4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数(請負代金額が500万円以上4,500万円未満)は、この工事を含めて3件までとする。
  - (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあっては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理 技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。
  - 「現場代理人及び主任技術者等指名(変更)届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。
  - (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合 配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。

(2) 請負代金額が500万円以上4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、次の[1]又は[2]に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在3件(本件工事は含まない。)以上の工事に配置していない旨の誓約書。

- 「1] 500万円以上 4.500万円未満 (建築一式工事については、1.500万円以上 9.000万円未満) の建設工事の主任技術者又は監理技術者
- 「2] 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

#### 第 6 節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については次のとおり取り扱う。

- 1 中間検査の実施は、工事の主要工程を考慮し、施工上の重要な変化点等で行うものとし、時期選定は、監督職員が行う。
- 2 原則として、請負代金額が 1,000万円以上 1億円未満の工事は、中間検査を1回実施し、1億円以上の工事は2回実施する。ただし、災害復日 工事等については、請負代金額が 5,000万円以上 1億円未満の工事について、中間検査を1回実施し、1億円以上の工事は、2回実施する。

#### 第 7 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-26 施工管理「10.工事情報共有化」に従うこと。

#### 第 8 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書 1-1-3-10 工事現場の環境改善等に従うこと。

#### 第 9 節 週休二日制工事

本工事は、週休二日制工事(受注者希望型)であり、「庄原市週休二日制工事実施要領」に従うこと。

なお、実施要領に基づき提出する必要のある様式「週休二日制工事希望届出書」、「休日取得工程表」、「休日取得状況表」は、「庄原市HP> 市政情報>入札・契約・公売>各種様式(建設工事等の入札・契約関係)>建設工事関係」に掲載している。

#### 第 10 節 **工事関係書類の事前協議**(情報共有システム利用工事に限る。)

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル(案)令和2年11月(令和7年8月改定)広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、 工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の 提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

#### 第 11節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
- (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
- (2)上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
- (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。

3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 2 章 **施工条件** 

第 1 節 **安全対策** 

1 交通誘導員・保安要員

内容

道路照明設置作業期間、交通誘導員を配置すること。 施工に当り、配置計画等を監督職員と協議すること。 交通誘導員を配置した場合、配置写真、伝票及び日報を提出すること。

第 3 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

# 令和 7 年度

# 市道西浦下線 (文芸の小路)道路整備工事

庄原市西本町二丁目

地内

工 事 価 格

消費税相当額

工 事 費 計

積 算 情 報									
工事名	市道西浦下線(文芸の小路)道路整備工事								
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和07年度						
工種区分	道路改良工事	変更回数							
単価適用年月日	令和 7年10月 1日付 公共	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)						
機損適用年月日	令和 7年度 公共	步掛適用年月日	令和 7年 8月 公共						
	補正(	情 報							
施工地域及び	共通仮設費・・・・・・・・ 補正無し								
工事場所による補正率	現場管理費・・・・・・・・・ 補正無し								
	現場環境改善費・・・・大都市・市街地以外								
現場環境改善費	計上する								
冬期補正	冬期補正無 (0.00%)								
緊急工事補正	緊急工事補正無								
前払支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下								
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合								

# 諸 経 費 設 定 情 報

名	值
【 週休2日補正 】	完全週休2日(土日)
【工区名称:道路改良工事01】	
[共通設定]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
工事価格端数調整	千円止め
現場環境改善費計上区分	計上する
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
率指定	しない
施工地域区分	大都市・市街地以外
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限(%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め

# 諸 経 費 設 定 情 報

名	值
[一般管理費等]	
率指定	しない
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
契約保証に係る額の対象額(円)	0
目標額(円)	0
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

	本 エ	事	費内	訳書		
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
道路改良工事01						
	1	式				
道路改良					Lv1	
	1	式				
舗装					Lv1	
	1	式				
舗装工					Lv2	
	1	式				
薄層カラー舗装工					Lv3	
	1	式				
薄層カラー舗装					Lv4	
	1	式				
型押し式カラーアスファルト舗装 型押し・単色+玉吹き2色着色	405	0				
道路付属施設工	495	m2			Lv2	
	4	式				
照明工	1	IV.			Lv3	
	1	式				
路面照明	I	10			Lv4	
	1	式				
自発光式道路鋲	1	Ι\				
上面発光LED白色 材工共	40	基				
ソーラー式フットライト LED照明 材工共	40	<b>坐</b>				
M. O E3 X	8	基				

	本 エ	事	費内	訳	書		
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金	額	明細単価番号	基準
仮設工						Lv2	
<b>→</b> ∨ <b>2 / / / / / / / / / /</b>	1	式					
交通管理工	1	式				Lv3	
交通誘導警備員	1	10				Lv4	
交通誘導警備員 B	1	式					
	30	人日				│ │ 施 1号	
直接工事費計							
共通仮設費計							
	1	式					
共通仮設費(率化)		-+-					
共通仮設費率分	1	式					
	1	式					
現場環境改善費率分							
(4. T. 吉. 基	1	式					大都市・市街地以外
純工事費	1	式					
現場管理費	1	ΣV					
	1	式					
工事原価	1	式					

	本 」	事	費内	訳書		
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
一般管理費等	1	式				金銭的保証を必要とする
工事価格	1	式				MESAN JINIME CAPA C 7 O
消費税等相当額						
合計	1	式				

【 第 1号 施工単価表 】 交通誘導警備員 B						1 人日 当じ
名 称 · 規 格	数量	単位	単 価	金額	明細単価番号	基準
交通誘導警備員B						
計		人				完全週休2日(土日)
単位当たり						
[条件] [B] = 2 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員B						
[v] - r						

### 1. 数量総括表

< 工事区分: 退路以及 >

工種	種別	細別	規格	単位	数量	計上数量	備考
舗装工							
	カラー舗装						
		型押し式カラーアス	ファルト舗装	m2	495.0	495	
道路付属	物工						
	照明工						
		路面LEDブロック		基	40.0	40	
		ソーラーLED照明		基	8.0	8	